

## 婚姻に至る経緯書

申請人 YI---G Y---

妻・作成者 S-----N H-----T

### 1、夫との出会い

申請人の YI---G Y---は私の夫です。

2003年5月当時、私は、茨城県A1町(現・A2市)に居住していました。5月15日に、茨城県A3市(現・A2市)にあるタイ人の友人の勤務先の工場でパーティーがあり、そこにたくさんのタイ人が集まっていました。その席に、私も夫も出席していました。ですから、私と夫は、最初は友人の友人として知り合ったこととなります。

当時、茨城県西部には多くのタイ人が暮らしていましたが、その中ではどちらかというと、タイ北部や東北部出身者が多くて、バンコクやタイ中部の出身者は少なめでした。同じタイ人でも地域によっては言葉が違います。私はバンコク出身、夫も中部のKKK県出身ということで、最初から息が合いました。また、夫は、勤務先では真面目で仕事に精通しているという評判でした。

このころ、私は、後記のように当時の夫・藤----の浮気などで神経をすり減らしていた時期でした。性格的にも神経質なところがあります。

一方、夫は、明るいというか、体も丸いし、心も丸い性格で、良く笑うし、お酒が入るとジョークの上手い人でした。後記のようにタイに戻ってからは、コメディ調のドラマに出演するくらい滑稽な人で、私の精神を癒してくれる貴重な存在でした。

### 2、前夫のこと

2003年当時の私の夫は、藤----でした。ちょうど私が現夫のY---と出会ったころ、前夫藤--は、日本人女性と浮気をしていました。子供も出来たという噂があったのですが、藤--の戸籍には載っていないようです。このことがあって、私は、藤--と別れたいと思うようになっていました。ですが、藤--は、世間体があるからというので、離婚もすぐには認めてくれませんでした。また、私と藤--は、91年10月に結婚したのですが、結婚当初から、

藤一は日常的に小遣いを全くくれない人でした。5年ほど前に私の実父が死亡したときも、数年前に実母が病気で倒れたときも、「オレの親ではない」と言って1円も出してくれない人なのです。ですから、私は、結婚して3年目の1994年4月から、藤一が実質的経営者となっていた有限会社藤一製作所でプラスチック加工の従業員として働き、生活費や小遣いを捻出していたのです。同社での勤務は、藤一との別居や離婚とは関係なく現在まで続いています。

### 3、夫との同居生活

このような状況下で、私は現夫のY---と出会いました。以後1ヶ月ほどの間、会社外で夫と会ったり電話で話したりして、個人的に交際するようになりました。そして、03年6月××日から、当時、夫が勤務していた茨城県B町のT解体という会社の資材置場の社宅へ私が引き移り、夫と同居するようになりました。この際、外国人登録は前夫藤一のところに置いたままでした。

### 4、夫の退去強制

こうして、夫はT解体に勤務し、私は藤一製作所に勤務して、同居生活が続いていましたが、06年9月○日、夫が東京都内でT解体の仕事をしているときに不法滞在で逮捕されました。入管法違反の罪により、同年11月×日、〇〇地方裁判所で懲役2年6月、執行猶予4年の判決を受け、東京入管に收容されて、同年11月○×日に退去強制処分となりました。

私は、夫の退去後、夫の社宅から藤一製作所の社員寮に移って暮らしてきました。当時の外国人登録地（前夫藤一の住所）と社員寮は地続きなので外国人登録は変更せず、09年2月×日に現在のアパートを借りてから、同地に外国人登録を移転しました。

### 5、夫との婚姻成立

このような履歴のある夫ですが、私にとっては、心に安らぎを与えてくれる“かけがえのない人”です。私は、夫が退去した翌月の06年12月×○日からタイ国KKK県へ渡航して夫に会い、約1ヶ月間を一緒に過ごしました（写真①②）。その後、日本へ戻り、07年4月××日付けで、やっと私と前夫藤一の離婚が成立しました。こうして、夫の退去後、3回目の渡航中の07年12月〇〇日付けで、夫と私のタイ式婚姻が成立しました。同じ日にKKK

県の夫の実家で、結婚式を挙げました（写真⑥⑦）。夫の姉2人と長男は結婚式に出席してくれましたが、この日、私の母の病気が思わしくなく、私の姉妹は結婚式に出席できませんでした。後日、私と夫で、私の実家へ行き、直接母に会って結婚の報告をしています（写真⑩。ほかに、夫と私と私の母で撮影したのが写真②です）。

## 6、夫の生活状況

タイへ戻った夫は、現在、実家のある KKK 県で自営にてバイクによる荷物配達の仕事をしています。そして、その傍ら、タイの昔を舞台にしたコミカルな連続ドラマにエキストラ出演することもありました。私もその撮影セットへ訪ねてゆきましたが、本業ではないにしても、夫の楽天的で楽しい性格が現れていると思っています（写真⑤）。夫の両親は既に亡くなり、長男も結婚して自立しています（写真⑪）。姉が2人いますが、これも独立した存在です。ですから、夫の側にはタイを離れて来日してもらうことについて支障はありません。

## 7、夫の離婚歴

夫には2回の離婚歴があります。1回目の妻は、長男を産んだタイ女性ですが、長男が小さいときに別れて以来夫が長男を養育してきました。2回目の妻は、夫が来日する前に入籍したタイ女性で、日本滞在中に本人不在で離婚の手続を取られたそうです。夫には離婚登録証がどこにあるのかわからないということです。そもそも、タイ国の制度では、次の婚姻（=私との婚姻）をすると、離婚登録証を役場に返納することになっています。そのようなことで、夫の前婚の離婚証明書を提出することはできません。

## 8、私の親族関係と最近の渡航

私は、1988年頃に初めて来日して以来、日本を基盤にした生活が20年以上続いています。父は死亡し、母も2009年9月に他界しました。母の葬儀には私が日本から駆けつけ、夫も参列してくれました。9月〇〇日の葬儀のときの写真を提出します（写真⑭）。私は、同年12月にもバンコクへ渡航し、亡母の百箇日法要を行ってきました。もちろん、夫も法要に参加してくれましたが、09年9月のときも12月のときも、亡母の弔いのための渡航でしたので、夫と観光などに出掛けるわけにも行きませんでした。ただ、

12月の渡航時には、私と夫でバンコク都LL区にある「mm」というレストランで、「豚しゃぶ」を食べてきました。どうして「豚」かという、私は信仰上の理由から牛を食べないのです。私はタイ仏教徒ですが、タイ仏教徒の中でも牛を食べる人と食べない人がいます。夫はもともと牛を食べる人だったのですが、私に習って、牛を口にしなくなってくれました。

その次のタイ渡航は、2010年9月でした。このときは亡母の一周忌の法要を行いました。夫は、もちろんKKK県から来てくれ、単に参列するだけではなく、『故人の親族の男性の中から誰かがお坊さんになる』という風習に従って夫が仏門に入り、亡母の霊を祭ってくれました。このときの夫はお坊さんですので、タイ仏教の慣わしに従い、女性である私と一緒にの写真はありません。

一番最近の渡航は、2011年4月でした。このときは、タイ正月のソンクラーンを祝いに夫の元へ渡航しました。夫の実家のあるKKK県では有名なKK川へ行ったり（写真⑮⑯）、その1つ先の郡である同県TT郡へ行ったりしました（写真⑰）。夫の実家で撮影したのが（写真⑱）です。このとき親戚や友人から、

「夫はますます太り、妻はますます痩せ過ぎた。」

「夫がバイクを運転して妻が後部座席に乗ると、前から妻の姿が見えない。

妻の姿が見えないから『奥さんはどこへ行ったの?』と心配がられる」というような笑い話になったりしました。

## 9、夫の来日手続

夫が06年11月に退去強制処分を受けたとき、「2年くらい経過したら、来日の手続を取ったらどうか」と当時の入管担当者にアドバイスされたらしいです。そこで、09年2月〇〇日付けで夫の在留資格認定証明書交付申請（東永認T09-××）を提出したところ、上陸拒否事由に該当しているとのことで不交付とされました。この不交付理由説明の席で、入管のご担当者から教えてもらった夫の違反歴等は下記のようなことでした。

①2001年3月×日、短期滞在后、不法滞在により退去強制処分になった。

②他人名義旅券を使用して不法入国し、退去強制処分になった。

③在留資格認定証明書交付申請をなし、不交付になったことがある。

④上記の2006年11月×日付け〇〇地方裁判所の有罪判決により同年11月××日に退去強制処分になった。

また、夫は、上記①の退去強制後の2001年6月〇日付けで、ファーストネームを“R--”から“Y---”に変更しています。上記不交付理由説明の席で、ご担当者から氏名の変更をして来日しようとしたことは悪質である旨のご指摘を受けました。夫は、度重なる違反をしておりますので、お叱りもごもっともなのですが、タイ人の気質として、「運が悪ければ名を変える」というのが風習と言いますか、政府関係者をも含む慣例のようなものです。夫も単に運が悪かったから名前を変えたに過ぎないのです。夫は上記1回の改名のみで、他の改名や改姓、あるいは生年月日の変更履歴はありません。

#### 10、夫の来日手続（2）

上記不交付を受け、2010年6月〇日付けで同じく認定証明書交付申請（東永認T10-×〇）を提出しましたが、やはり不交付とされました。不交付理由説明の席では、長期上陸拒否事由に該当していること、改名して上陸しようとしたり、不法入国したり、ありとあらゆる手段を利用している。今後とも、タイ国渡航を繰り返したり、夫婦交流の資料収集等を根気よく継続して欲しい、というふうなご指導でした。

#### 11、結語

私には子供もなく一人ぼっちです。今からタイへ戻って生活しようにも、既に両親とも亡くなり、タイには生活基盤がありません。日本でしか、この先の人生を送っていけないと思います。

上記のように、夫には度重なる違反歴があることがわかり、私はとても重い気持ちになってしまっています。ですが、私はタイへ戻って生活するのが現実的に困難です。夫に来日してもらって一緒に暮らす以外にないと思っています。

上記8に記載しましたが、私の痩せ過ぎは笑い話で終わるものではありません。私の神経が細すぎて、夫のいない日本での生活は心細い限りなのです。

私は、しばしば声が出にくくなることがあり、医師の診察を受けたところ「心因性発声発語障害」と診断されました。早く夫に来日してもらい、精神

的に安定した生活を送りたいと切に願っています。

今後、夫が入管法や日本の法令を遵守するよう、私からも良く監督しますので、何らかの特例をもって夫の入国をご許可くださるよう、伏してお願いする次第です。

(以上です)